

総務産業委員会報告書

令和7年3月21日

備前市議会議長 西上徳一様

委員長 森本洋子

令和7年3月21日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第54号 備前焼伝統産業会館明渡し等請求に関する訴えの提起について	原案可決	あり

総務産業委員会記録

招集日時	令和7年3月21日（金）		本会議休憩中	
開議・閉議	午前9時45分	開会　～	午前10時06分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第1回定例会)の開催		
出席委員	委員長	森本洋子	副委員長	丸山昭則
	委員	尾川直行		石原和人
		山本　成		松本　仁
		内田敏憲		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	西上徳一		
傍聴者	議員	なし		
	報道	あり		
	一般	あり		
説明員	市長公室長	濱山一泰	備前焼振興課長	桑原淳司
	総務部長	今脇典子	総務課長	青木克行
審査記録	次のとおり			

午前9時45分 開会

○森本委員長 ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

議案第54号備前焼伝統産業会館明渡し等請求に関する訴えの提起についての審査を行います。

○松本委員 中西議員の質疑にありましたように、何でこんなことで裁判というか訴状というか、ここまでしないといけないのか。話せば分かる、こんなことで何でこんなに長く、そしてこういう手段に至らんといけないのか、不思議でなりません。

普通だったら話をしましょうということで、それを詰めれば解決できると思う。

○桑原備前焼振興課長 委員おっしゃるとおりのところもあろうかと私も思っております。先般の総務産業委員会の中でも、委員からの御質問にお答えをさせていただきました。

本案件につきましては、陶友会様が御契約をされているというのが始まりでございます。

我々としては、陶友会様とのお話もさせていただきましたが、なかなか思うように事が進まず、代理人を立てたという次第でのお話は先般もさせていただいたと思います。

そういう中で、最終的に、本案件、キノシタショウテン様について訴訟という形になりましたが、話が膠着状態といいましょうか、平行する状態が続いておりますことから、やむを得ず、今回、議案として提出をさせていただき、訴訟に向けて準備をさせていただきたいという運びになった次第でございます。

○松本委員 陶友会、相手方が、どういう理由で、どうして拒むのか、相手方の主張がよく見えない。

相手は何で応じないのか、理由について、話合いの中身について分かる範囲で聞きたい。

○桑原備前焼振興課長 キノシタショウテン様につきましては、占有権原という部分について、法的な解釈が我々市と相違があるというところで平行線をたどっているところでございます。

○松本委員 権原、もうちょっと詳しく説明して。

○桑原備前焼振興課長 そこを占有する、使用している、今の状況ですね、権原の部分でございます。

○松本委員 向こうの言い分の中身を理解しかねるところもありますが、そこをなぜ突破できないということが、また新たに疑念というか、どうしてかなと素朴に思う。

○桑原備前焼振興課長 確かにそういう部分もあろうかとは思いますが、法的な解釈という部分に、最終的にはなっておりますので、言葉を濁すような答弁になって恐縮ですが、我々も、そこが争点となった訴訟を控えておりますので、全てのところが申し上げにくいということも含めて御理解をいただきたいと思います。

○松本委員 借地、借家、立ち退き、こういう資料がありますけど、これを読ませていただくと、何かこういう泥仕合のときに、市の立場というのが、率直に言えば負けるんじゃないかと。

と同時に、また長期化するなど、裁判になったら。

結局、工事から何から全部影響してくると思うけど、その辺、どう考えているのか。弁護士に任せるのか。

○桑原備前焼振興課長 正直、こうですというお答えがなかなか今申し上げにくいですが、我々も代理人を立てて、今準備を進めているところでありますので、和解も含めて、円満に進むものであれば、そういう形を望むところではございます。

○松本委員 私も、円満に和解をすべきだと思う。

○山本委員 裁判上で、答弁できなかつたら結構ですけど、先方は占有権とか何かを言われているのか。

善意無過失で10年ぐらい占有し続けたら、占有権が発生するとか、何かいろいろあるが、ああいうことを向こうは言われているのか。

○桑原備前焼振興課長 そういうことではございません。今回の資料にも御提出をさせていただいておりますが、もともとは陶友会様と契約をされている。そこも含めて、法的な相違の部分があるというところでございます。

○石原委員 先ほどの質疑において、これまでの時系列の資料が提示されている。令和6年8月9日、陶友会事務局長、市担当職員、木下尚之氏と協議実施とあるが、この場ではどういった協議が行われたのか。

○桑原備前焼振興課長 陶友会様との指定管理が切れ、我々備前市としては、別館としての改修を控えています。また、8月1日から、新たに財団に指定管理をしているというような状況で、を主にお話をさせていただいております。

○石原委員 同年12月24日、市代理人より先方へ、明渡し請求を通知と、これはどういった請求内容か。

○桑原備前焼振興課長 12月24日、最初は、陶友会様、観光協会様を含めて、同様の明渡しを請求する内容でございます。

○石原委員 1月末をもって明渡しを請求されたということか。

○桑原備前焼振興課長 はい、委員おっしゃるとおり、1月末でございます。

○石原委員 12月31日、大みそか、先方から連絡をお受けになったとのことだが、ここではどういった連絡をお受けされたのか。

○桑原備前焼振興課長 先ほど松本委員の御質問にもお答えしましたが、向こう様が法的に主張する部分、我々が思う部分と相違する部分の主張が主になっております。

○石原委員 年が明けて1月21日、市の代理人より相手方に連絡と、これはどういった御連絡をされたのか。

○桑原備前焼振興課長 その前段で、相手方様から受けたものに対して、我々の主張する部分を再度お答えする形になってございます。

○石原委員 1月28日、今度は相手方から市の代理人へ連絡とあるが、どういった連絡だった

のか。

○桑原備前焼振興課長 先ほど、1月21日に、我々代理人から回答した、その回答部分に対して、また相手方様から、相違する部分、主張する部分の回答があったというところでございます。

○石原委員 2月14日、市代理人より相手方へ連絡とあるが、どういった連絡だったのか。

○桑原備前焼振興課長 受けた回答に対して、我々の主張する部分を再度お答えする形になってございます。

○石原委員 3月12日、市代理人より相手方へ連絡とあるが、どういった連絡だったのか。

○桑原備前焼振興課長 前文でお出しした御回答がいただけていないという部分と併せ、やむを得ず、今回、議案として提出をいたしておりますが、訴訟の関係の文面となつてございます。

○石原委員 それは、紛争解決、法的な場で解決を図る、何分、市が所有する公共施設をめぐる案件なので、可能な限りお避けいただきたい。市民感情、市民感覚も抱く。

ここでもし動きがなくて、訴えということになると、見込まれておるあちらの施設の改修工事は、それはどうか。同時並行で訴訟もしながら改修工事も取りかかれるのか。

○桑原備前焼振興課長 具体的にこうですという部分は、今、なかなかお答えしづらい部分ではございますが、今定例会、予算を承認いただければ、入札に向けての準備は進めさせていただきたいとは思っております。

○石原委員 陶友会さんの指定管理期間が満了となり、早いもので1年経過しようとしている。併せて先ほど申した改修工事の予定もでございます。そうした中で、少しでも早くという思いは幾分か理解できるころではある。先ほど松本委員もおっしゃったが、まだ法的な解釈はいかんともし難い根本的な相違点かもしれないが、それを解決すべく協議の場を持ち、可能であれば少しでも円満な形で事を解決することも、まだ取組がされるタイミングと考える。

特に市が、行政が公共施設をめぐるこういった出来事で訴訟に至るところが誠にもって、相手方もあることだが、至極残念で、可能な限り円満な解決を、訴訟の場ではなくて、可能な限り協議を行って進めていただきたいと、今の説明を聞きしても感じている。

この後採決になりますので、それらを含めて意思表示をさせていただく。

○内田委員 この契約形態、多分、陶友会さんと思うが、陶友会とキノシタショウテンで賃貸契約を結ばれているのか。

○桑原備前焼振興課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○内田委員 賃貸契約を結んでいる陶友会さんからは、このことについて何か御相談とかはあったのか。

○桑原備前焼振興課長 私は、陶友会からそういったことを聞いたところはありません。

○尾川委員 陶友会と賃貸借契約しとるのが、指定管理終了しとる、現実、こういう状態になつとるのは分かるけど、陶友会とキノシタショウテンとの間の、陶友会さんは一応納得されて出られたわけで、そのあたりはどう理解したらいいのか。

○桑原備前焼振興課長 委員のおっしゃることの回答になるかどうかあれですけど、我々としては、陶友会は陶友会、観光協会は観光協会、キノシタショウテンさんはキノシタショウテンさんというところで、代理人を立てて交渉してきたところでございます。

その前は、先般の委員会でもお話をさせていただきましたが、私を含め、陶友会さんとは何度かお話をさせていただいてきています。

ただ、同様に、平行線をたどったというところで、やむを得ず代理人を立てて、現状に至っているわけなので、直接、代理人を立てて以降、陶友会さんなりキノシタショウテンさんなりと、我々が直接、市側としてお話をしたことはございません。あくまでも、代理人経由でという形にはなっております。

○尾川委員 賃貸借契約、本質的に、直接話をするのは、陶友会と備前市とやって、キノシタショウテンとは法律関係というか、そういう契約関係は直接的にはない感じがするが。

○桑原備前焼振興課長 委員おっしゃるところも含めて、今、法的な解釈というところで相違があるというところで、現状では御理解をいただきたいと思います。

○尾川委員 中西議員が質問された3月31日から8月9日までの間は、5か月間全く空白期間と、全く接触がなかったと理解したらいいのか。

○桑原備前焼振興課長 私も、どこからどうお話をすればいいのかというところも含めてですが、先ほど委員おっしゃったように、あくまでも我々が指定管理していたのは陶友会であり、キノシタショウテンさんと契約をしたのも陶友会、観光協会と契約というか、委託契約だったと思うんですが、したのも陶友会というところで、私としては陶友会さんとずっとお話をさせていただいていたというところでございます。

なので直接、その段階でキノシタショウテンさんと個々にお話をしたことがなかったというところでございます。

○尾川委員 そういう状態で、結局、現実的に出ざるを得ないと、結果的に見たら。要するに交渉相手ではなかったということで、直接しないといけないことになったと理解したらいいのか。

○桑原備前焼振興課長 最終的には、そういう形で代理人を通して交渉してきたというところでございます。

○尾川委員 伝産会館の後の利用というか、活用の構想というか、そういう話は並行して行われてきたわけ。

○桑原備前焼振興課長 キノシタショウテンさんとは行っておりません。

○尾川委員 陶友会とはやっとなるわけや。

○桑原備前焼振興課長 陶友会とも現状では行っておりません。

○森本委員長 ほかの方で、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議ありとのことですので、挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○松本委員 何回も言いますが、円満解決してください。要望します。話し合いによる。

○森本委員長 ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

所定の賛成者がいますので、少数意見は留保されました。

直ちに少数意見報告書を作成の上、委員長までの提出を願います。

以上で議案第54号の審査を終わります。

以上で総務産業委員会を閉会します。

午前10時06分 閉会